

令和6年(2024年)4月10日

「公共工事設計労務単価」等の改定に伴う特例措置

令和6年(2024年)3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)及び設計業務委託等技術者単価(以下「新技術者単価」という。)の上昇を受け、工事及び工事に附属する委託業務(以下「工事等」という。)について、鎌倉市工事請負契約約款第67条(補足)又は鎌倉市土木設計業務委託契約約款第61条(契約外の事項)、鎌倉市建築設計業務委託契約約款第59条(契約外の事項)及び鎌倉市建築工事監理業務委託契約約款第53条(契約外の事項)の規定に基づき、受注者からの請求により、次の措置を実施します。

1 対象契約の工事等

令和6年(2024年)3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、令和5年(2023年)3月適用の公共工事設計労務単価又は設計業務委託等技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(1) 変更後の請負代金額又は業務委託料の考え方

変更後の請負代金額又は業務委託料については、次の方式により算出します。

$$\text{変更後の請負代金額又は業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表します。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率

(2) 施行の方法

手続きの詳細については、別紙1「公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置に係る変更契約手続きについて」によることとします。

(3) 請求の期限

運用開始日から1か月以内とします。

(4) 運用開始日

令和6年(2024年)4月10日をもって、運用開始日とします。